

資料編

1. 諮問および答申

1-1 諮問文

坂 企 第 650 号
平成30年11月29日

坂井市総合計画審議会
会 長 江川 誠一 様

坂井市長 坂本 憲男

第二次坂井市総合計画について（諮問）

坂井市まちづくり基本条例第15条の規定に基づき、第二次坂井市総合計画を策定するため、貴審議会の意見を求めます。

1 - 2 答申文

令和2年1月28日

坂井市長 坂本 憲 男 様

坂井市総合計画審議会

会 長 江川 誠一

第二次坂井市総合計画について（答申）

平成30年11月29日付け坂企第650号で当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議を重ねた結果、別冊「第二次坂井市総合計画」のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、坂井市の将来像である「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け、当計画に掲げる施策が着実に推進されることを強く希望し、別記事項の意見を添えて要請します。

別記

- 一 平成18年3月20日に坂井市が誕生し、まちづくりの基本は「人」であり、次世代を担う子どもたちの夢を育み、すべての人が個性を発揮できるまちづくりを目指すという理念のもと坂井市総合計画が策定されました。第二次坂井市総合計画においても、この理念を引き継ぎ、将来を見据え、坂井市で暮らし、学び、働く人々がそれぞれ夢と希望を抱くことができ、すべての人が個性を発揮できる未来志向のまちづくりの実現に向け取り組んでいただきたい。

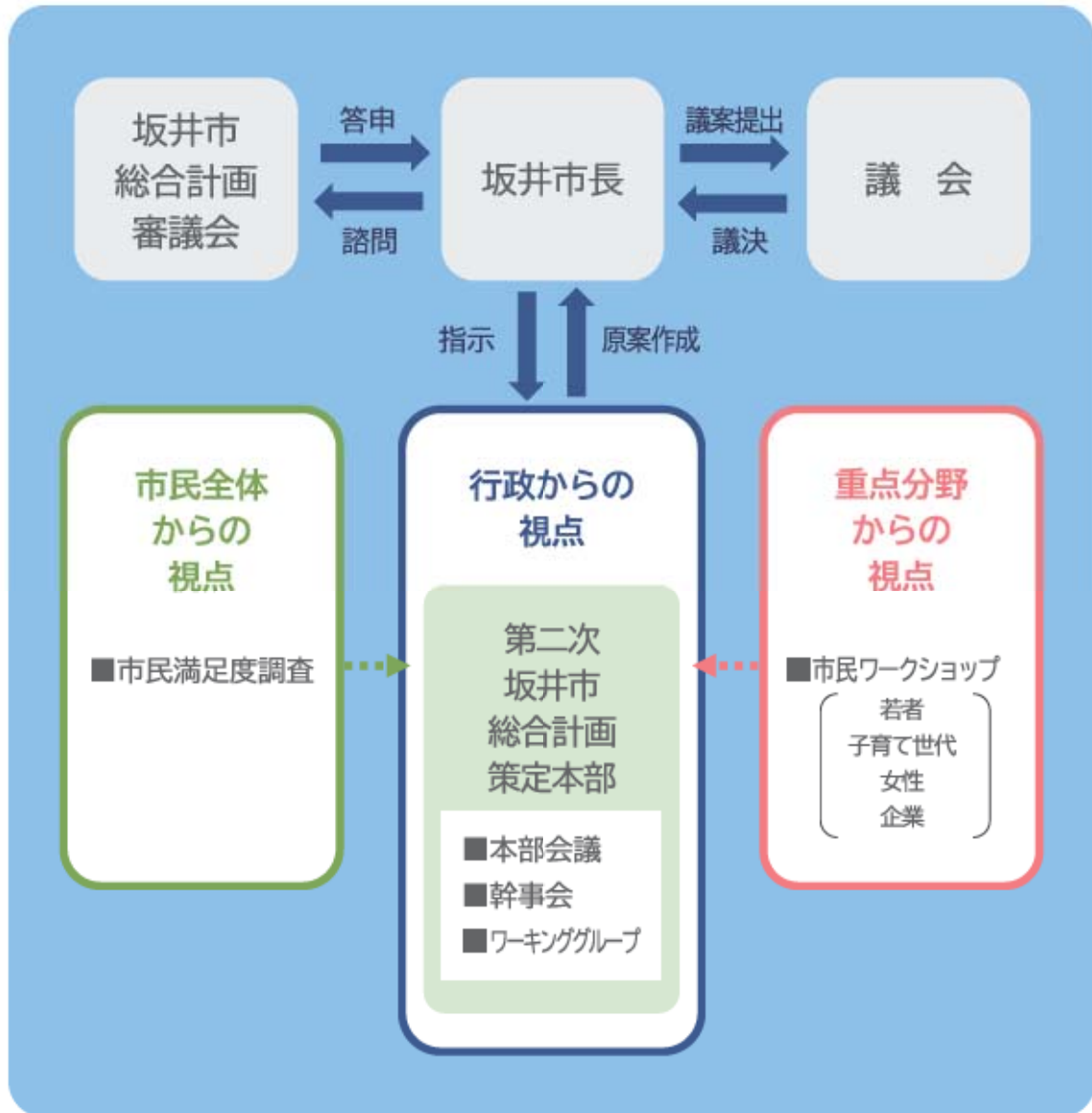
- 一 我が国は本格的な人口減少社会に突入するとともに、社会を取り巻く状況は急速に変化を続けており、本市も例外なく同様な状況が進行しております。人口減少や少子高齢化が進んでも、住みよい環境を確保し持続可能なまちづくりを進めるため「総合計画」と「地方版総合戦略」を一体とし実効性の高い計画としました。これまで培ってきた市民と行政による協働のまちづくりを、より発展させ、住みよい地域社会の実現に向け各施策の推進に取り組んでいただきたい。

- 一 坂井市の将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け全施策に共通して大切にすべき視点として①坂井市を担う「ひと」を育てる視点、②坂井市の「住みよさ」をさらに高める視点、③坂井市の「多様性」を活かして発展していく視点の3つを掲げております。各施策の取り組みについて、市民一人ひとりが主役となり協力し合い、誰もが安心して暮らすことができ、互いの個性を尊重し生き生きと生活できるという視点を持ち、将来像の実現に向け取り組んでいただきたい。

2. 策定体制

2-1 策定体制

第二次坂井市総合計画策定体制



2-2 策定委員名簿

(敬称略、五十音順)

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	坂井市女性の会	会 長	赤土 美代子	
2	一般公募	一 般	石森 則子	
3	坂井市社会福祉協議会	会 長	内田 正義	
4	福井県立大学 地域経済研究所	講 師	江川 誠一	会長
5	坂井市民生児童委員協議会連合会	会 長	金谷 知美	
6	テクノポート福井企業協議会	会 長	神山 勤	前任者 山口 久雄
7	坂井市PTA連合会	前 会 長	小垣内 勉	
8	嶺北消防組合坂井消防団	団 長	田嶋 留三	
9	福井大学 国際地域学科	講 師	田中 志敬	副会長
10	福井労働局 ハローワーク三国	所 長	谷口 敏樹	前任者 川村 直子
11	坂井市老人クラブ連合会	会 長	寺嶋 康至	前任者 今田 一榮
12	花咲ふくい農業協同組合	代表理事組合長	冨田 勇一	
13	坂井市消費者団体連絡協議会	会 長	野田 美智子	
14	坂井市商工会	会 長	半澤 政丈	
15	坂井市観光連盟	会 長	大和 久米登	

3. 策定経過

年度	月 日	経 過	摘 要
平成30年度	11月13日 ～ 11月30日	市民満足度調査	18歳以上5,000人対象 回収率39.6%
	11月22日	第1回本部会議・第1回幹事会	策定体制及びスケジュールの検討
	11月28日	第1回市民ワークショップ（子育て世代）	子育て支援センター利用者
	11月29日	第1回坂井市総合計画審議会	委嘱、趣旨説明
	12月10日	第2回市民ワークショップ（子育て世代）	保育園保護者
	12月13日	第3回市民ワークショップ（若者）	市内在住者
	12月15日	第4回市民ワークショップ（子育て世代）	保育園保護者
	12月15日	第5回市民ワークショップ（若者）	市外在住者
	1月17日	第6回市民ワークショップ（子育て世代）	子育て支援センター利用者
	1月24日	第7回市民ワークショップ（女性）	地域づくり関係者
	1月24日	第8回市民ワークショップ（女性）	イクボス推進企業関係者
	3月11日	第9回市民ワークショップ（企業）	あわら坂井ふるさと創造推進協議会関係者等
	3月15日	第2回坂井市総合計画審議会	市民満足度調査結果、後期基本計画の振り返り
令和元年度	6月3日	第2回幹事会	基本構想（素案）及び基本計画（素案）の検討
	6月19日	第2回本部会議	//
	6月27日	第3回坂井市総合計画審議会	基本構想（草案）の審議
	7月9日	議会（定例協議会）	基本構想（草案）の説明
	8月13日	議会（定例協議会）	基本構想（修正案）の説明
	8月28日	第3回幹事会	基本計画（素案）の検討

年度	月 日	経 過	摘 要
令和元年度	9月2日	第1回総合戦略推進会議	総合戦略の振り返り
	9月12日	第3回本部会議	基本構想（修正案）及び基本計画（素案）の検討
	9月27日	第4回坂井市総合計画審議会	基本構想（修正案）及び基本計画（草案）の審議
	10月15日	議会（定例協議会）	基本計画（草案）の説明
	11月8日	第4回幹事会	基本計画（修正案）及び総合戦略（素案）の検討
	11月13日	第4回本部会議	//
	11月22日	議会（定例協議会）	基本計画（修正案）の説明
	11月25日	第5回坂井市総合計画審議会	基本計画（修正案）及び総合戦略（草案）の審議
	11月27日	第6回坂井市総合計画審議会	//
	12月2日 ～ 12月16日	パブリックコメントの実施	
	12月23日	議会（全員協議会）	総合戦略（草案）の説明
	1月10日	第5回本部会議	第二次総合計画（原案）の検討
	1月16日	第2回総合戦略推進会議	総合戦略（修正案）の検討
	1月27日	議会（全員協議会）	総合戦略（修正案）の説明
	1月28日	第7回坂井市総合計画審議会	第二次総合計画（原案）の審議
		第二次坂井市総合計画（案）答申	
	3月25日	議会議決	

4. 第二次坂井市総合計画とSDGsとの関係

SDGsの達成に向けて

エスディーゼーズ
SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの間に達成すべき 17 のゴール (目標) と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国で SDGs の達成に向けた取組が行われています。

特に、17 の目標の中には、ゴール 11 として「住み続けられるまちづくりを」(Goal 11, Sustainable cities and communities) という目標が掲げられており、この目標をはじめ、他の 16 の目標の達成に向けて、公共・民間各層の一つである自治体の果たすべき役割が重要であることも示されています。

我が国では、平成 28 年 (2016 年) 12 月に SDGs 実施指針が策定され、自治体においても、各種 計画、戦略の策定等に当たって SDGs の要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGs の達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

さらに、自治体において SDGs の推進に取り組むことにより、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組などを通じた地域の一層の活性化が図られ、地方創生につながるとして、平成 30 年 (2018 年) 6 月に示された国の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中にも SDGs 達成のための取組が位置付けられました。

また、令和元年 (2019 年) に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、SDGs を原動力として多様なステークホルダーの連携による地方創生の実現に取り組む方針が示されました。



国際連合広報センターによるSDGsの公式ロゴ

SDGsの17の目標

目標(Goal)	説明 ^{注1}	自治体行政の果たし得る役割 ^{注2}
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>(貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>1.貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>(飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>2.飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>(保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>3.すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>(教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>4.質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>5.ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>6.安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>8.働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>(インフラ、産業化、イノベーション) 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>9.産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

目標(Goal)	説明	自治体行政の果たし得る役割
	<p>(不平等)</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>10.人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>(持続可能な都市)</p> <p>包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>11.住み続けられるまちづくりを</p> <p>包括的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>(持続可能な生産と消費)</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>12.つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>(気候変動)</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>13.気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>(海洋資源)</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>14.海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じるのが重要です。</p>
	<p>(陸上資源)</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>15.陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>(平和)</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>16.平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>(実施手段)</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>17.パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

注1：外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

注2：国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）において記載されており、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したもの

SDGsの視点に基づく第二次坂井市総合計画の施策体系

章	基本構想	基本計画	1	2	3	4
			1 貧困	2 食糧	3 健康福祉	4 教育
1	みんなで未来につなぐ まちづくり 【共生・協働】	1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進				
		2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進				
		3 国際・都市間交流の推進				◎
		4 関係人口の拡大と住みよさの実感				
		5 効率的な行財政運営の推進				
2	互いに思いやり 支え合う まちづくり 【福祉】	1 地域福祉の充実	○		◎	
		2 児童福祉の充実	○		◎	○
		3 高齢者福祉の充実			◎	
		4 障がい者福祉の充実			◎	○
		5 健康づくりの推進		○	◎	
		6 地域医療体制の充実			◎	
		7 社会保障制度の安定的な運営	◎		◎	
3	学ぶ意欲を支える まちづくり 【教育】	1 学校教育の充実				◎
		2 社会教育・生涯学習の充実				◎
		3 歴史・文化・芸術の伝承と振興				◎
		4 生涯スポーツの振興			○	◎
4	自然と共生できる まちづくり 【環境】	1 自然環境の保全と共生				
		2 循環型社会の構築				
		3 生活環境の保全と充実			○	
		4 美しい景観資源の活用				
5	地域資源を活かし 活気に満ちた まちづくり 【産業】	1 農林水産業の振興		◎		
		2 商工業の振興				
		3 観光の振興				
		4 働く環境の充実				
6	安全で快適な暮らしを 支えるまちづくり 【都市基盤】	1 災害に強いまちづくりの推進				
		2 安全・安心対策の充実				
		3 住環境の整備				
		4 安定した水の供給と良好な水環境の維持				
		5 暮らしを支える道路網の整備				
		6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実				
		7 情報ネットワーク社会の構築				

5. 用語集

用語の解説

	用語	解説
※1	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度について研究を行い、政策形成に資する基礎的な情報提供等を行う。
※2	人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準のこと。
※3	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）	大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき開催された会議のこと。
※4	パリ協定	COP21で採択された協定のこと。令和2年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減の国際的枠組みを定め、地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標としている。
※5	IoT	Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と呼ばれ、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
※6	AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。
※7	超スマート社会	AIやIoTを活用して、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会のこと。
※8	Society 5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、新たな経済社会をいい、具体的には、サイバー空間（仮想空間）と現実空間を高度に融合させ、経済的発展と社会的課題解決を両立させることのできる、人間中心の社会のこと。
※9	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報通信技術の総称のこと。

	用語	解説
※10	SDGs	Sustainable Development Goals の略。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための 17 の分野別目標と 169 の具体的達成基準を掲げている。
※11	3R	リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用、再資源化）の頭文字をとった言葉のこと。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方である。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。
※12	LGBT	レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual 両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender 心の性と体の性の不一致）の頭文字から作られた言葉のこと。性的少数者の総称。
※13	社会的包摂	社会的に弱い立場にある人々も含め、誰も排除せず、地域社会の一員として取り込み、支え合うこと。
※14	ノーマライゼーション	「障がいがあっても健常者と特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、望ましい社会の姿である」とする社会福祉の理念のこと。
※15	DMO	Destination Management Organization の略。観光地経営の視点に立った観光地域づくりを担う法人のこと。
※16	都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものこと。
※17	既存ストック	これまで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などの建築施設のこと。本計画では、既存住宅などを指す。
※18	シームレス	つなぎ目のないこと。
※19	RPA	Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務の自動化のこと。

第二次坂井市総合計画
輝く未来へ…
みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

発行年月 令和2年3月
編集・発行 坂井市総合政策部企画情報課
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
TEL 0776-66-1500 FAX 0776-66-4837
E-mail kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp
URL <https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/>

坂井市民憲章

彩り豊かな海・山・川と市民が融和する坂井市

大空へ伸びる緑の木々のように 希望に満ちたまちの実現に向けて
ここに市民憲章を定めます

一 青い日本海のがすがしき

自然と住みよい環境に恵まれた 坂井

一 白いユリのやさしさ

人々のきずなと安心が広がる 坂井

一 黄金波打つ平野の温もり

感謝と思いやりの心を育む 坂井

一 桜に浮かぶ古城の気高さ

誇りある歴史と文化が息づく 坂井

一 真っ赤な太陽の輝き

明るい笑顔と活力があふれる 坂井



■市の鳥 カモメ

カモメ科の冬鳥。海や港町をイメージさせる鳥であることから、市が海に面していることが感じ取れます。晩秋の頃オホーツク海北部から飛来し、餌を求めて飛び交う姿は、三国港の冬の風物詩として親しまれています。



■市の木 サクラ

バラ科の落葉樹。春を象徴する花木として、日本人に古くから親しまれています。「霞ヶ城公園」は『日本さくら名所100選』に指定されており、4月には「桜まつり」が開催され、市民の憩いの場として賑わっています。



■市の花 ユリ

ユリ科の多年草。純潔・威厳・無垢の象徴とされ、清楚で気品ある花として親しまれています。「ゆりの里公園」では栽培も行われており、6月になるとユリ科の花が華麗に咲き誇り、多彩なイベントが開催されています。

